

養育院史

140年にわたる養育院の歴史の中で、60年史・70年史・80年史・100年史・120年史が編まれている。

60年史は昭和8年発行。渋沢栄一生前に発行が目指されたが、間に合わなかった。大部で、よく基礎資料が上げられている。関東大震災で、渋沢栄一が集めた元の資料が失われており、以後の養育院史のはじめの頃の記載は、おおむね本書による。難は、渋沢死亡直後の出版であり、渋沢色が強い。

昭和18年発行の70年史は、60年史以降の記載が主であるが、冒頭の60年史の概略の中で、江戸期の社会福祉史を引き継ぐものとしての位置づけが明快で、七分積金の使い方を、大久保一翁知事が心配して、救貧策を管轄会議所に諮問し、三策の答申を得、その実現、養育院建設に動いている様が記載されている。その部分の原文を以下に示す。(稲松孝思)



東京府知事
大久保一翁



第一編 六十年史梗概

第一編 六十年史梗概

江戸時代の社会事業 養育院は明治五年十月の創立と稱するも一面江戸社会事業の明治時代に於ける復活とも見ることが出来る。抑々近代の社会事業は都市發展に附帯して必然的に發生せるものにして、東京市の社会事業特に養育院事業はその始源を遠く江戸なる都市發展の中に之を求めることが出来る。即ち養育院事業の始祖と仰ぐ松平樂翁公時代の江戸社会事業の中にその萌芽を見、例へば備荒貯蓄の程蔵並に江戸町會所（ちんぽうかいしよ）七分積金を初じめ釋放者保護事業とも見るべき石川島の人足寄場等の創立は、曩に八代將軍吉宗時代に創設せられたる今日の貧病院たりし小石川御藥園内の養生所等と相俟つて江戸都の社会事業に一塵の整備を見せ、更に淺草と品川の兩所には非人溜が設けられ、非人無宿の徒を收容する等、夫々府内の救護者を救助し、一應濟貧の實を擧げ江戸市内の秩序を保つて來た。殊に町會所は今日の町會事務と救濟事務を擔當し、江戸の町法を改正して剩し得たる有名なる七分積金を繼續管理し、備荒のため糧を貯蔵し、窮民の居宅救助、低利資金の貸附等の自治救濟事業を行ひ、明治政府に引繼がれたる資産のみにても百四五十萬兩の多額に上れるより見れば、江戸時代にとりては實に歴史的に誇り得べき大なる社会施設の一であつた。

然るに幕末より明治維新への社会變革は、これ等の施設を或は破壊し或は無機能たらしめ、一時的なりしも市内の社会事業は潰滅に瀕した。かくて新東京には窮民浮浪者類が増加し「窮民街衢に泣き、餓死道途に横はる」の慘狀を呈したといふは、敢へて誇張の修辭にあらざりしことが容易に想像される。

養育院の創立 明治二年時の有司之を捨て置く可からずとなし、當時莫大の資金を有しつつ、その活動機能を停止しむる町會所に命じ之を救濟せしめた。三田薩摩邸跡、鶴町紀尾井町の教育所は即ち之である。然るにこの教育所は一時的小救小屋式施設にて間もなく廢止せられ、町會所も亦管轄會議所と改められて土木架橋等の公共事業を營むこととなり、市内の救貧問題は依然として未解決のまま放置せられてゐた。ここに於て時の東京府知事大久保一翁氏は大に之を憂慮し、明治五年九月その救濟策を管轄會議所に諮問した。當時會議所は市内の有力者より選ばれたる委員によりて運用せられむるが、所謂町會所以來の社会事業的經驗により、左の如き適切な三策を献議した。世に有名なる救貧三策にして 即ち

- 一、工作場の設置(授産場)
 - 二、日雇會社の設立
 - 三、窮民救濟施設の設立
- の三社会施設の設立方策にして、これは當時の東京市有司の社会事業に對する最高認識を示すものとして今日尙頗る興味深きものもあるも、幸ひにこの三策は悉く府當局の納むる處となり、夫々實現の計畫中なりし處、偶同年十月露國皇子の來遊あり、東京は帝都の體面上、市内に多數徘徊する浮浪乞食の徒を一定の場所へ聚集むるの必要に迫られた。

ここに於て東京府は管轄會議所に命じて取敢へず本郷元加州邸跡空長屋を臨時收容所とし、同年十月十五日より十九日迄市内に徘徊する浮浪乞食の徒を集めて同所へ收容せしめ、その取扱方を淺草湖(舊幕時代の病囚經罪囚及び釋放者等の保護所)の非人頭たりし車善七なる者に囑した。これ即ち本院の濫觴にして、その間收容者老

幼男女を合して二百四十二名の多数に上つた。而してこの十五日を以て養育院の創立記念日とする所以蓋しここに存する。然しながら未だ常備の施設なき爲、一先づこの收容者を浅草溜に預けることとなり、十九日移轉を行ひ、車番七によつてその保護をなさしめたが、後に常設の收容所を上野護國院内に設立し、浅草溜の收容者を移轉すると共に、明治六年二月四日より新しく收容を開始し東京府養育院と稱した。かくて名實兼備の養育院は生れた。而してその所要経費は前述せる通り松平定信公の創始にかかる七分金を以て支辨せられたるを以て、遠く本院事業を樂翁公に由来するといふ所以がここに存する。

事業の發展擴充 かくして命議所々管の下に開始せられたる東京府養育院は、同九年九月命議所が其の事務を東京府に引継ぎたる爲、爾來府知事の直轄に歸したるが、終世本院事業に盡瘁せられたる造澤子爵が本院長の職に就きたるは實に明治七年のことにして、偶々幕臣當時の尋知たりし大久保一翁氏より命議所共有金の取締を委任せられたるに端を發する。

然るに明治十六年東京府會に於て養育院は十七年度限り地方税支辨を廢し、その經營は府の直轄を離れ委任經營とするの議可決せられ、爾來造澤院長等により維持經營せらるるに至りしが、明治二十二年四月東京に市制の施行せらるるや、府會の決議により翌二十三年一月一日より市へ引繼がれ東京市養育院と改稱、今日に至つてゐる。本院設立の當初は現に市内に徘徊する乞食の徒を收容するに止まりしが、漸次市内居住の窮民救助をも行ふこととなり、尋で明治十六年一月よりは事業を擴張して東京府下の行狀病人をも併せ救療し、同十九年三月に至りては更に東京府下の棄兒、遺兒、迷兒をも教育し、同二十三年には郡部の窮民をも受託收容するに至り、又同三十

三年七月には新に感化部をも附設して市内不良性兒童の感化事業を開始する等事業の範圍は漸次擴張せられた。又明治末期より大正初期に於ける社會問題發生の時期に入るや所謂近代的社會事業たる職業紹介所或は無料宿泊所、市内浮浪兒童の保護所等を創設して、後の東京市社會局所管事業の端緒をも聞き、越えて昭和年度に入り劃期的社會立法たる救護法の昭和七年一月一日より實施せらるるや、府市の該當者を收容し愈々新界に重きをなすに至つた。

次に施設擴充の跡を見るに本院は明治六年二月上野護國院に移り創始期を送れるが、同敷地が博物館敷地として入用となりし爲、同十二年十月には神田和泉橋の元藤家藩の上屋敷跡に移りしも、明治十八年度以降地方費の支辨が廢せられて事業縮少の止むなきに至り、同地の敷地建物を賣却、本所長岡町に移轉、然るに明治二十三年一月より東京市營となり次第に事業の擴張に伴ふ收容者の増加は遂に收容場舎の狹隘を告ぐるに至り、明治二十九年三月小石川區大塚辻町に新築移轉、非常なる整備發展を見たが、同地がいつしか廢版の巷と化し建物亦腐朽破損夥しきに至り、大正十二年府下板橋町の現在地に新築移轉して、今日に至つてゐる。

次に明治二十七年、八年戦役前後に涉り東京市内に夥しき不良兒童輩出し、是等兒童にして本院に收容せしめるも尠からざる結果、在來收容中の孤兒等にして漸次感化の傾向を生じ、之が防止策として特別教育機關設置の必要を認め、明治三十三年七月院内に感化部を設置、我國感化事業の先驅となす。後に別置の必要を認め、時府下武蔵野村井之頭御料地の一部を拝借の上、感化部の新築に移り、三十八年九月竣工、東京市養育院感化部井之頭學校と稱したが、同校の敷地借用は後に井之頭公園の東京市への恩賜の端緒を作つてゐる。

次に本院收容の兒童は多く入院前の環境の影響に依り發育不良者又は虛弱兒童少なからず殊に明治三十年前後在院兒童にして肺結核に仆れるもの甚だ多きに上りしを以て、明治三十三年七月千葉県勝山町に臨海保養所を設け病弱兒童の轉地を試みたるが、其の成績良好なるに鑑み、明治四十二年四月同縣船形町に安房分院を創立、病弱兒童の療養を兼ね小學教育を授け今日に至つてゐるが、世界最古の養護施設として廣く知られてゐる。

又本院創立以來入院者の増加に伴ひ、兒童の入院者少からず、既設の收容場舎のみには漸次狹隘を感ずるに至れるのみならず、是等兒童を成人收容者と同じ揚所に收容するはその教育上に及ぼす悪影響甚大なるものあるを以て、之が別置の必要を感じ、明治四十二年三月府下北豊島郡西巢鴨町に兒童收容所を新設し、巢鴨分院と名付け、本院收容中の健康兒童を之に移して幼稚園並に小學課程の教育を施すに至り、一應養育院の兒童保護の態勢は整備するに至つた。

前記安房分院は結核兒童の療養所として設置せられたるも大人の結核患者の入院極めて多く大正三年十月東京府北豊島郡板橋町にこれが専門の療養所を設置、板橋分院と稱した。同施設はその後、東京市の野方療養所創設せられ、加ふるに大正十二年九月大塚の本院が同分院隣りに移轉し來り、以來分院として獨立の取扱ひをなすの理由薄弱となりしが、設立當時は市立野方療養所に先驅せる帝都唯一の療養施設として大きな歴史的役割を果して來たものである。以上の如く一本院の外に三分院一學校を有する程の發展擴充を遂げつ六十年史時代を終り、最近十年の改善整備時代に入るに至る。

